

大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第1号〕

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第16条第4項及び第5項の規定に基づく大阪府後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合の事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び広域連合長の名を記入して、広域連合長の印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 前条の規定は、規則を除くほか、広域連合長の定める規程で公表を要するものを公表しようとする場合に準用する。

(広域連合の機関の定める規則の公布及び規程の公表)

第5条 第3条第1項及び第2項の規定は、広域連合の機関の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「広域連合長の名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長の印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、第3条第1項中「広域連合長の名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と、「広域連合長の印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 規則若しくは規程又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

(告示及び公告に関する準用)

第7条 第2条第2項の規定は、広域連合長及び広域連合の機関の発する告示、公告、訓令その他の公表を要するものに準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大阪府後期高齢者医療広域
連合公告式条例第3条第1項及び第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に公布
する規則について適用する。